

平成29年12月28日に一部修正

平成26年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況

平成27年12月28日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成26年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表するものです。

目次

1. 生活の状況	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大） . . .	35
2. 支援施策の体系	8	特定求職者雇用開発助成金	36
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用奨励金	37
自立促進計画	10	たばこ事業法の許可基準の特例	38
ひとり親家庭に対する主な就業支援について	11	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	39
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する 特別措置法について	12	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰 行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	40 41
3. 就業支援に関する施策等（就業相談・就職支援）	13	6. 生活支援に関する施策	42
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	14	ひとり親家庭等日常生活支援事業	43
マザーズハローワーク事業の概要	15	子育て短期支援事業	44
母子家庭等就業・自立支援事業	16	ひとり親家庭等生活向上事業	45
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	22	母子世帯等の住居の状況	47
母子・父子自立支援プログラム策定事業	25	住居の安定確保	48
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）	28	母子生活支援施設	49
職業訓練メニュー	29	7. 養育費の確保策	50
公共職業訓練の実施	30	8. 自立を促進するための経済的支援	54
自立支援教育訓練給付金事業	31	児童扶養手当	55
高等職業訓練促進給付金等事業	33	母子父子寡婦福祉資金貸付金	57
		9. 各自治体における取組状況	63

1. 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推 計 数 (単位:千世帯)						推 計 数 (単位:千世帯)				(人)
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
20	47,957	11,928	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136	9,252	701	94	37,910	2.63
21	48,013	11,955	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234	9,623	752	93	37,545	2.62
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
23	46,684	11,787	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180	9,581	759	96	36,248	2.58
24	48,170	12,160	10,977	14,668	3,348	3,648	3,370	10,241	703	81	37,146	2.57
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49

※ 資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成24年の数値は福島県を除く。

※ 「母子(父子)世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女(男)と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689

※ 国勢調査(各年10月1日現在)による。

※ 「母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がいないもの)」の世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1 人当たり平 均所得金額
母子世帯	235.2	174.8	9.0	0.0	44.1	7.3	89.7
児童のいる世帯	696.3	633.9	32.9	6.7	17.3	5.6	167.3
全世帯	528.9	382.0	110.8	15.5	7.1	13.6	205.3
高齢者世帯	300.5	55.0	203.3	22.9	3.4	16.0	192.8

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成25年1年間の所得である。

平成22年における年間就労収入の分布について

(単位:%)

	100万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	28.6 (31.2)	35.4 (39.1)	20.5 (17.7)	8.7 (5.9)	6.8 (6.1)	181万円 (171万円)
父子世帯	9.5 (4.3)	12.6 (11.8)	21.5 (21.1)	18.8 (17.4)	37.7 (45.3)	360万円 (398万円)

資料:平成23年度全国母子世帯等調査

※()内の数値は、平成17年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

資料:平成23年度全国母子世帯等調査

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

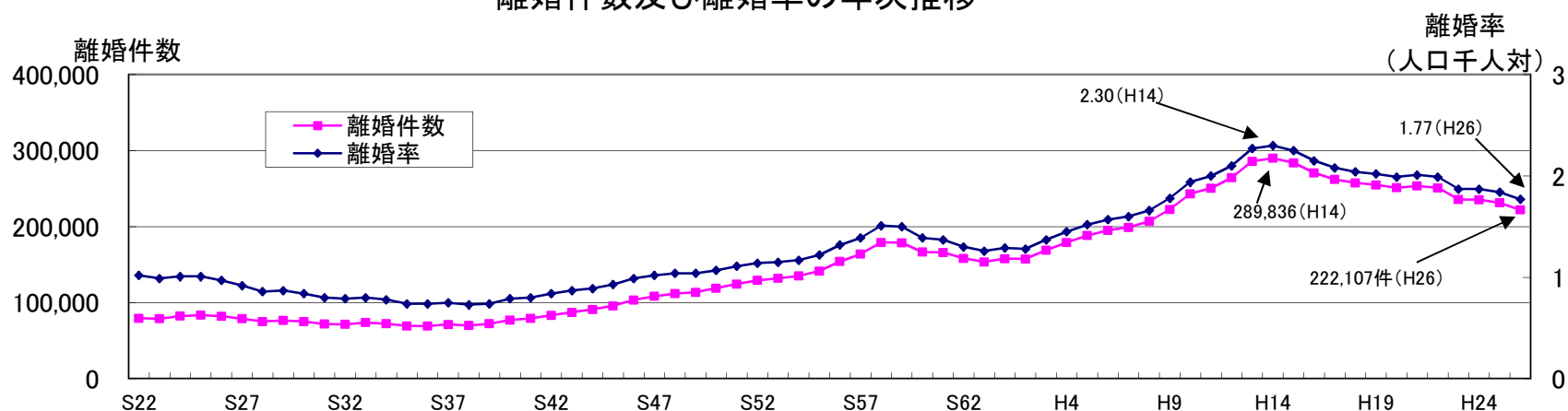
母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯（平成22年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約124万世帯、父子世帯数は約22万世帯（平成23年度全国母子世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約105.8万人（平成26年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が7割死別が約2割
 ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約22万2千件（平成26年人口動態統計（確定数））
 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
- 離婚率（人口千対）は1.77。アメリカ（3.6）、イギリス（2.05）、韓国（2.3）
 フランス（2.04）、ドイツ（2.48）より低く、イタリア（0.90）よりは高い水準。

離婚件数及び離婚率の年次推移



2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充

など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給

など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布

など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付

など

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※ 平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成21年度	45か所 (95.7%)	18か所 (100.0%)	25か所 (61.0%)	162か所 (20.8%)	250か所 (28.3%)
平成22年度	45か所 (95.7%)	19か所 (100.0%)	26か所 (65.0%)	169か所 (21.6%)	259か所 (29.2%)
平成23年度	46か所 (97.9%)	19か所 (100.0%)	26か所 (63.4%)	176か所 (22.4%)	267か所 (29.9%)
平成24年度	45か所 (95.7%)	20か所 (100.0%)	28か所 (68.3%)	178か所 (22.5%)	271か所 (30.2%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成27年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (184か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (64か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら立ち上げたノウハウを蓄積できるように、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した委託訓練の実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭等の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
// 課税世帯月額：70,500円
 - ・支給期間
修学する期間の全期間(上限2年)

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の20%を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 解雇等による離職者について、年齢や地域等の要件を満たし、積極的に求職活動を行っている場合に、給付日数を延長(60日分)

再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の50%~60%を支給
給付額：基本手当日額×支給残日数×50%~60%

教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の40%を支給
- 受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成

トライアル雇用奨励金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試用雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正規雇用等転換コース ②人材育成コース ③処遇改善コース
 - ④健康管理コース ⑤多様な正社員コース
 - ⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①、⑤の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

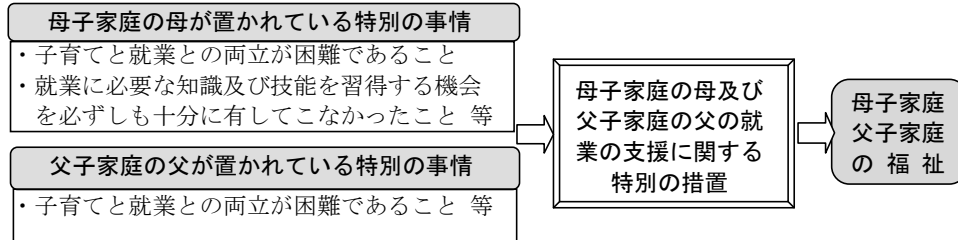
両立支援等助成金

- 仕事と子育ての両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給<両立支援等助成金>
 - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
 - 中小企業両立支援助成金
 - ①代替要員確保コース
 - ②期間雇用者継続就業支援コース
 - ③育休復帰支援プランコース

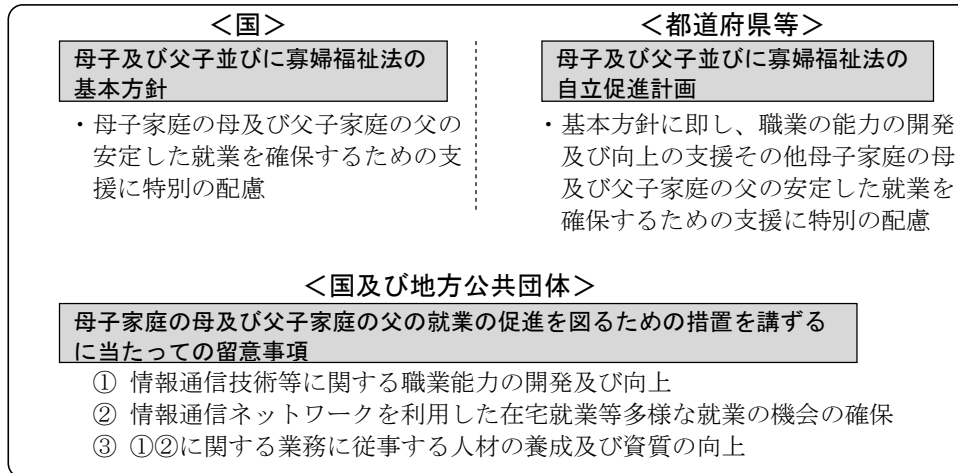
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
 公布日 平成24年9月14日
 施行日 平成25年3月1日

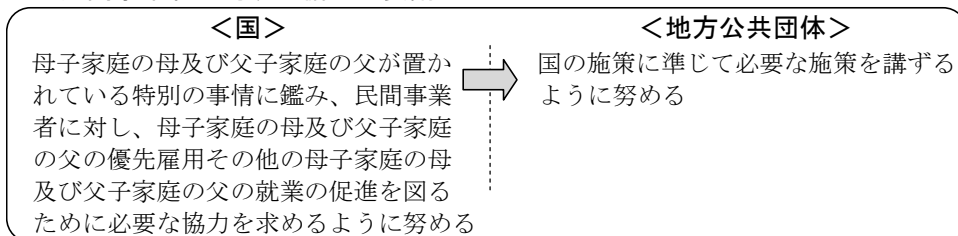
1. 目的



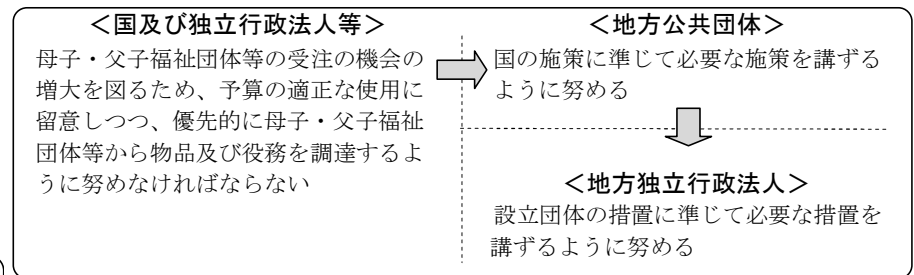
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う

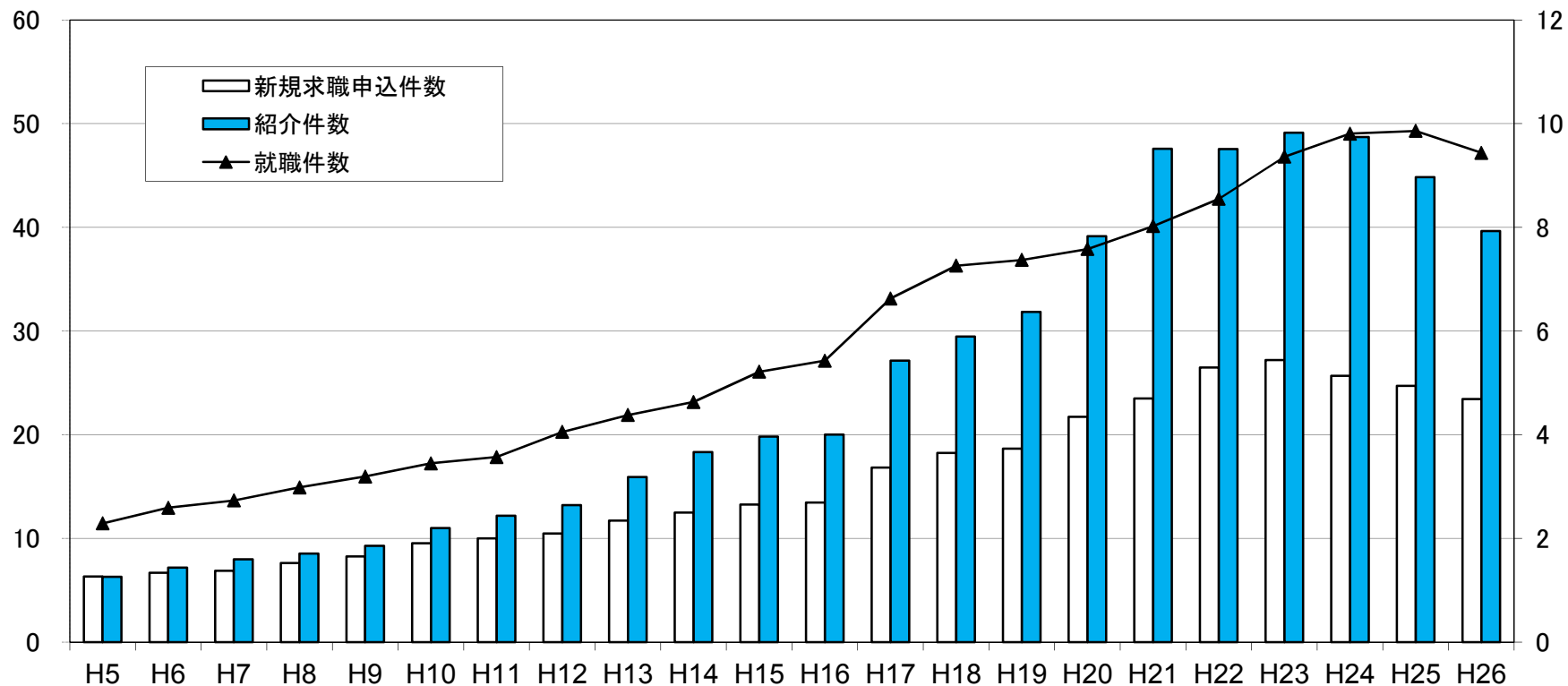
3. 就業支援に関する施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

新規求職申込・
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



資料:厚生労働省職業安定局調べ

(年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規求職申込み件数	217,237件	235,020件	264,742件	272,111件	256,719件	247,033件	234,497件
紹介件数	391,551件	475,903件	475,566件	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件
就職件数	75,823件	80,247件	85,480件	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件

資料:厚生労働省職業安定局調べ

マザーズハローワーク事業の概要

概要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・全国20箇所(札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、相模原、新潟、静岡、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、福岡、北九州、熊本)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。
※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー(平成19年度より設置)

- ・マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(160箇所)を設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

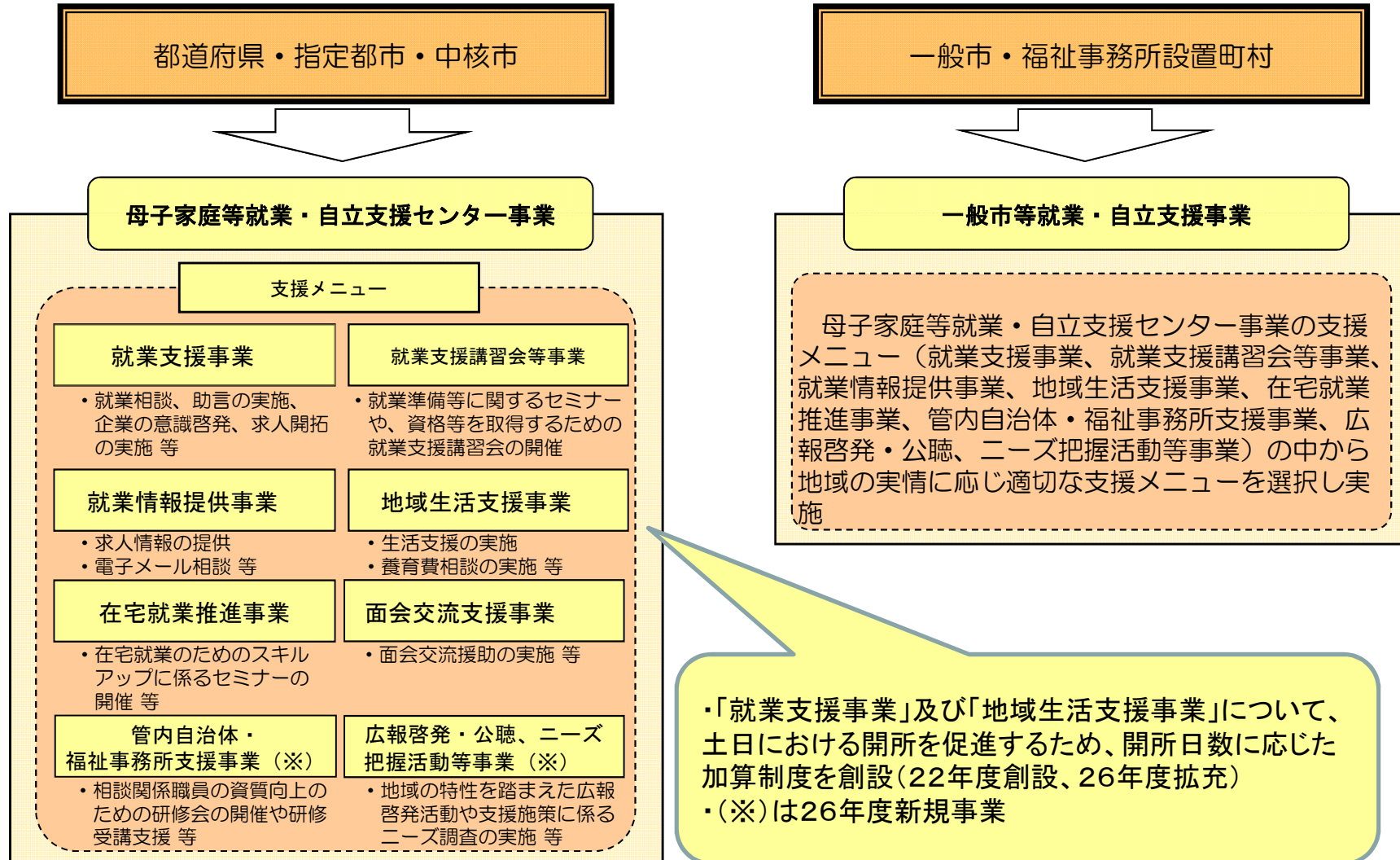
○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規求職申込み件数	180,665件	198,481件	208,103件	209,731件	210,508件	219,085件
(担当者制による就職支援対象者数)	39,483件	48,341件	53,645件	57,470件	62,720件	71,560件
就職件数	54,532件	63,510件	69,137件	69,413件	72,050件	76,119件

母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。



母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成21年度	47か所 (100.0%)	18か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	106か所 (100.0%)
平成22年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	40か所 (100.0%)	106か所 (100.0%)
平成23年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	107か所 (100.0%)
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	107か所 (99.1%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (97.6%)	108か所 (99.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	110か所 (100.0%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成21年度	90,614件	6,794件	2,938件	3,755件	101件
平成22年度	89,729件	5,748件	2,356件	3,233件	159件
平成23年度	101,575件	6,366件	2,752件	3,440件	174件
平成24年度	99,085件	6,097件	2,573件	3,349件	175件
平成25年度	83,581件	5,575件	2,505件	2,957件	113件
平成26年度	77,568件	5,489件	2,767件	2,536件	186件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の良質に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件
平成21年度	13,798件	1,610件	605件	909件	96件
平成22年度	18,865件	1,481件	498件	938件	45件
平成23年度	16,421件	1,662件	573件	955件	134件
平成24年度	17,750件	1,710件	682件	965件	63件
平成25年度	21,880件	1,392件	551件	698件	143件
平成26年度	30,400件	1,636件	600件	953件	83件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成21年度	76,571件	4,703件	2,055件	2,569件	79件
平成22年度	87,606件	4,187件	1,811件	2,312件	64件
平成23年度	102,976件	4,569件	2,045件	2,453件	71件
平成24年度	110,340件	4,534件	1,952件	2,539件	43件
平成25年度	94,217件	4,338件	2,065件	2,196件	77件
平成26年度	96,484件	4,045件	2,190件	1,807件	48件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。
資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子家庭等地域生活支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、外部から弁護士等の専門家を招いて特別相談事業を実施している。

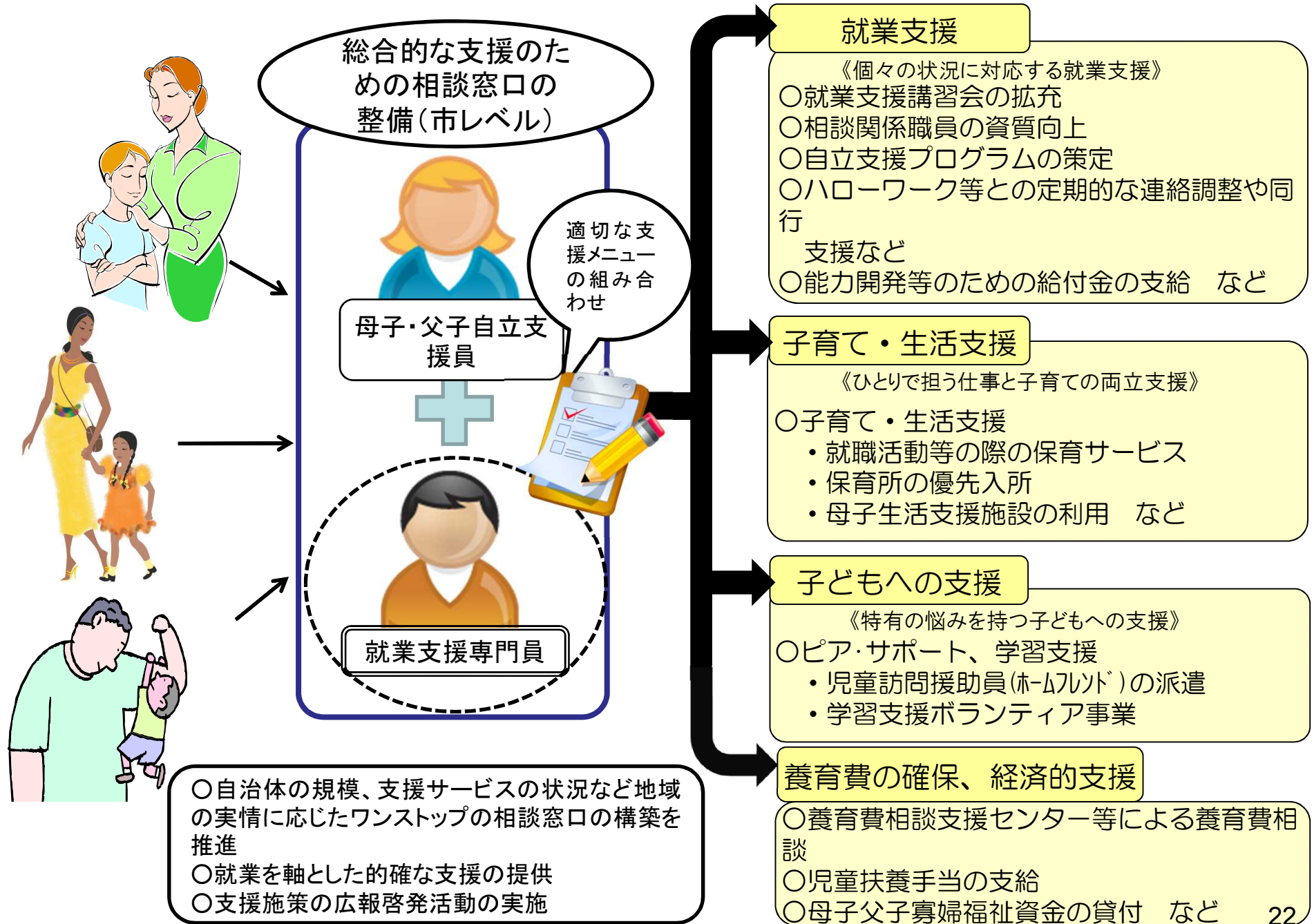
また、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払履行・強制執行に関する相談や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施している。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談延べ件数総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係の相談	法律問題		子育て・生活支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	-	577件	678件	746件	263件	321件
平成20年度	4,596件	959件	1,051件	796件	831件	872件	295件
平成21年度	4,235件	1,058件	1,161件	702件	960件	668件	446件
平成22年度	4,381件	1,187件	1,279件	643件	792件	719件	333件
平成23年度	4,481件	1,163件	1,433件	813件	960件	670件	472件
平成24年度	4,833件	1,444件	1,359件	712件	949件	695件	897件
平成25年度	4,484件	1,522件	1,303件	711件	808件	1,084件	408件
平成26年度	3,603件	1,008件	1,150件	753件	844件	918件	372件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業



母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※ 平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成20年度	444名	1,109名	1,553名
平成21年度	435名	1,122名	1,557名
平成22年度	437名	1,137名	1,574名
平成23年度	419名	1,182名	1,601名
平成24年度	422名	1,200名	1,622名
平成25年度	427名	1,217名	1,644名
平成26年度	416名	1,248名	1,664名

平成26年度相談件数

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(注)各年度末現在。

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち福祉資金	うち児童扶養手当		
母子・寡婦	件数	194,961	69,190	14,952	12,812	69,189	446,787	293,538	93,524	21,359	732,296
	割合	26.6%	9.4%	2.0%	1.7%	9.4%	61.0%	40.1%	12.8%	2.9%	100.0%
父子	件数	4,698	1,110	95	177	3,213	9,180	2,534	3,778	296	17,387
	割合	27.0%	6.4%	0.5%	1.0%	18.5%	52.8%	14.6%	21.7%	1.7%	100.0%
合計	件数	199,659	70,300	15,047	12,989	72,402	455,967	293,538	97,302	21,655	749,683
	割合	26.6%	9.4%	2.0%	1.7%	9.7%	60.8%	39.2%	13.0%	2.9%	100.0%

就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として、全国9自治体、22の相談窓口で実施している。

就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員		
	常勤	非常勤	計
平成26年度	1名	21名	22名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(注)各年度末現在。

相談実績

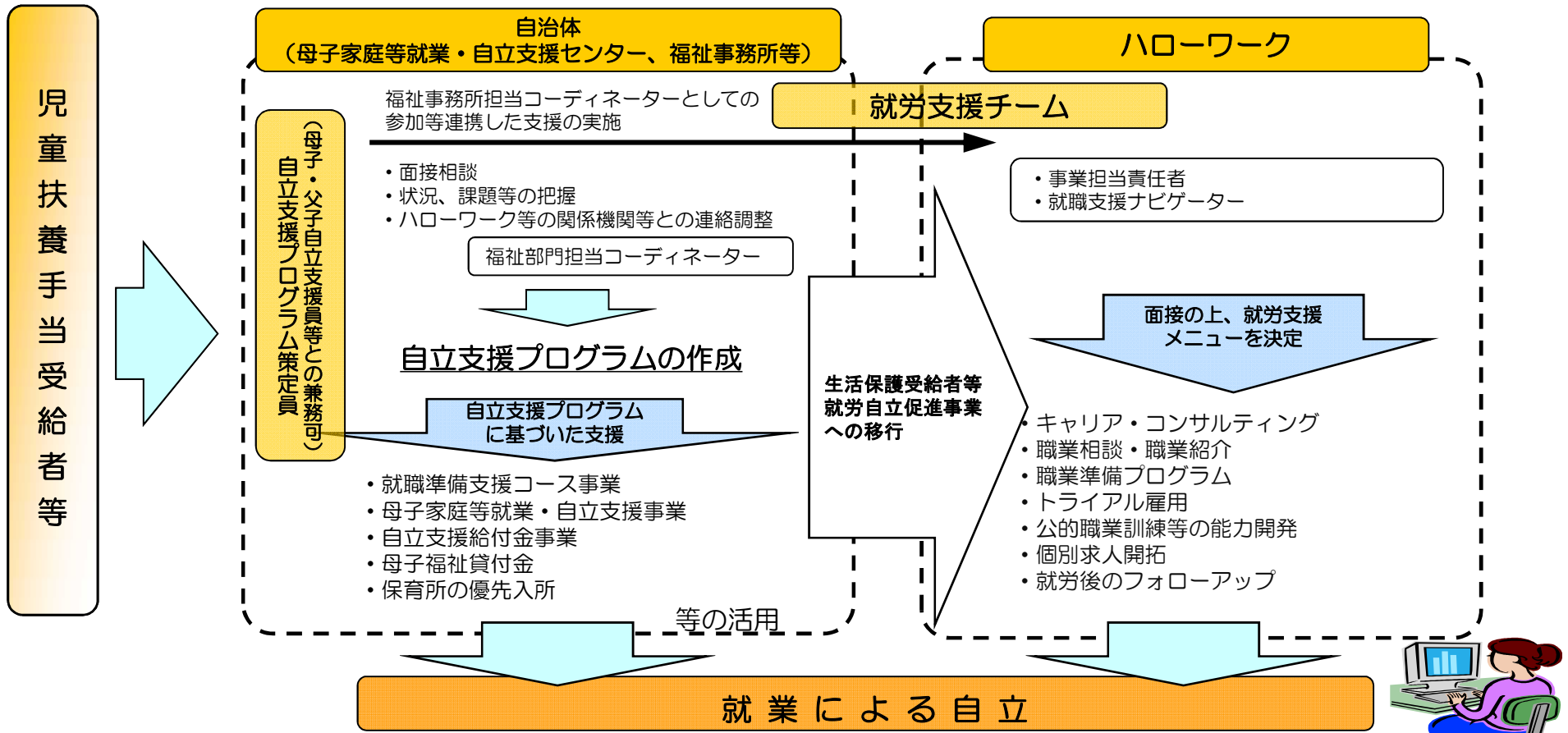
	就業相談員の 相談件数 (延べ数)
平成26年度	4,580件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子・父子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進」支援事業を実施している。



母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成20年度	42か所(89.4%)	17か所(100.0%)	34か所(87.2%)	380か所(49.4%)	473か所(54.2%)
平成21年度	42か所(89.4%)	18か所(100.0%)	35か所(85.4%)	371か所(47.7%)	466か所(52.8%)
平成22年度	42か所(89.4%)	19か所(100.0%)	35か所(87.5%)	413か所(52.9%)	509か所(57.4%)
平成23年度	43か所(91.5%)	19か所(100.0%)	39か所(95.1%)	432か所(55.0%)	533か所(59.8%)
平成24年度	40か所(85.1%)	20か所(100.0%)	38か所(92.7%)	463か所(58.6%)	561か所(62.5%)
平成25年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	39か所(92.9%)	465か所(58.7%)	565か所(62.7%)
平成26年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	36か所(83.7%)	504か所(63.6%)	601か所(66.6%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注1)数字はか所数、()内は都道府県、市における実施割合。

(注2)「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成21年度	7,677件	4,740件	1,841件	2,642件	257件
平成22年度	6,952件	4,315件	1,601件	2,178件	536件
平成23年度	7,179件	4,441件	1,714件	2,151件	576件
平成24年度	7,590件	4,462件	1,820件	2,350件	292件
平成25年度	7,175件	4,437件	1,806件	2,269件	362件
平成26年度	7,104件	4,250件	1,864件	2,112件	274件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②/①)	
	全体	うち児童扶養手 当受給者	全体	うち児童扶養手 当受給者	全体	うち児童扶養手 当受給者
平成21年度	18,226	4,171	9,297	2,365	51.0%	56.7%
平成22年度	21,139	3,909	12,597	2,676	59.6%	68.5%
平成23年度	45,016	9,717	24,522	6,168	54.5%	63.5%
平成24年度	63,658	15,591	39,627	10,983	62.2%	70.4%
平成25年度	88,576	22,624	54,244	14,705	61.2%	65.0%
平成26年度	108,910	29,575	69,538	19,727	63.8%	66.7%

資料:厚生労働省職業安定局調べ

※平成20～22年度は、生活保護受給者等就労支援事業、平成23、24年度は「福祉から就労」支援事業の実績である。

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

母子家庭の母等

訓練受講を支援する施策

働いているひと

雇用保険加入者

雇用保険非加入者
(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外
(専業主婦だった者など)

教育訓練給付金

厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了等した場合、受講費用の最大60%を支給(上限年間48万円)
※働いていないひとも含む

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の20%を支給(上限10万円)
※働いていないひとも含む

雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給
日額:1,840~7,810円

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給
日額:3,530~4,310円
※他に通所手当等あり。

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)と通所手当(通所経路に応じた所定額)を支給
※一定の要件あり。

母子家庭の母等の特別対策

高等職業訓練促進給付金

2年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間について生活費を支給。
月額:100,000円
(市町村民税非課税世帯の場合)
<対象資格>
都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの
(例)看護師、理学療法士、作業療法士等

母子父子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:
月額:141,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

技能修得資金:
月額68,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給件数	970件	837件	677件	675件	652件	618件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部（受講料の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成21年度	47か所(100.0%)	18か所(100.0%)	40か所(97.6%)	690か所(88.8%)	795か所(90.0%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(100.0%)	694か所(88.9%)	800か所(90.2%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	41か所(100.0%)	696か所(88.7%)	803か所(90.0%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	715か所(90.5%)	823か所(91.6%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	732か所(92.4%)	841か所(93.3%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	738か所(93.1%)	848か所(93.9%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成21年度	5,145件	2,463件	2,145件
平成22年度	4,052件	1,830件	1,537件
平成23年度	3,613件	1,571件	1,159件
平成24年度	3,922件	1,828件	1,234件
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成21年度	1,282件	358件	750件	174件
平成22年度	880件	315件	538件	27件
平成23年度	682件	242件	416件	24件
平成24年度	880件	280件	568件	32件
平成25年度	675件	215件	430件	30件
平成26年度	488件	186件	281件	21件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で2年以上修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成21年度	46か所(97.9%)	18か所(100.0%)	40か所(97.6%)	618か所(79.5%)	722か所(81.8%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	39か所(97.5%)	670か所(85.8%)	775か所(87.4%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(97.6%)	700か所(89.2%)	806か所(90.4%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	711か所(90.0%)	819か所(91.2%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	727か所(91.8%)	836か所(92.8%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	741か所(93.4%)	851か所(94.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

高等職業訓練促進給付金等事業の実績

<支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成21年度	5,230件	1,590件
平成22年度	7,969件	2,114件
平成23年度	10,287件	3,016件
平成24年度	9,582件	3,821件
平成25年度	7,875件	3,212件
平成26年度	6,961件	2,804件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成21年度	1,332件	1,124件	162件	46件
平成22年度	1,714件	1,519件	177件	18件
平成23年度	2,442件	2,129件	280件	33件
平成24年度	3,079件	2,739件	303件	37件
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等及び父子家庭の父の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額(平成26年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者除く)	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者)	40万円	30万円	1年

支給実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数	25,575件	26,783件	29,540件	31,509件	35,271件	37,068件
支給額	74億円	98億円	109億円	116億円	129億円	137億円

トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数(母子家庭の母等及び父子家庭の父)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
219人	149人	155人	145人	43人	40人	44人

※平成25年度までは、生活保護受給者に係る実績を含む。

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成26年度において、本特例を適用して5件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
許可件数	6件	7件	12件	16件	5件

資料：財務省理財局調べ

母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成26年度には79地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

○母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自治体数	35	69	74	80	82	80	79	79

○母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成25年度	平成26年度
国	件数	94	145
	金額 (千円)	3,495	2,227
地方公共団体	件数	750	648
	金額 (千円)	1,910,434	1,954,137

(注)平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成26年度にはひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる1企業を表彰した。

◎リバー・ゼメックス株式会社（長野県岡谷市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069597.html>

行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、平成26年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には28名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は10名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は18名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には308名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は131名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は177名）が採用されている。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国の機関	57名	39名	63名	45名	33名	28名
1日8時間週5日勤務	30名	22名	25名	12名	19名	10名
上記に満たない者	27名	17名	38名	33名	14名	18名
地方公共団体及び関係団体	390名	329名	498名	430名	416名	308名
1日8時間週5日勤務	155名	135名	192名	131名	166名	131名
上記に満たない者	235名	194名	306名	299名	250名	177名

6. 生活支援に関する施策

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

○実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定都市	17か所 (94.4%)	18か所 (94.7%)	18か所 (94.7%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)
中核市	26か所 (63.4%)	26か所 (65.0%)	25か所 (61.0%)	23か所 (56.1%)	24か所 (57.1%)	24か所 (55.8%)
一般市・町村	956か所 (55.5%)	941か所 (55.5%)	928か所 (55.0%)	926か所 (55.5%)	908か所 (54.0%)	910か所 (54.2%)
合計	999か所 (55.5%)	985か所 (56.1%)	971か所 (55.6%)	968か所 (55.4%)	951か所 (54.6%)	953か所 (54.7%)

○実績

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	4,523件	297件	4,820件	5,143件	465件	5,608件	4,511件	316件	4,827件	4,102件	353件	4,455件	4,195件	413件	4,608件	3,680件	470件	4,150件
延べ件数	42,004件	10,077件	52,081件	34,315件	7,495件	41,810件	37,141件	7,832件	44,973件	43,603件	8,247件	51,850件	45,404件	8,198件	53,602件	36,899件	7,264件	44,163件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数	355か所	610か所	614か所	651か所	671か所	678か所	720か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成26年度交付決定ベース

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数	107か所	327か所	329か所	354か所	358か所	364か所	374か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成26年度交付決定ベース

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

(1)ひとり親家庭等相談支援事業

ひとり親家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

(2)生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(3)児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談 することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(4)学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学 意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。

(5)ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成21年度	11か所 (61.1%)	16か所 (39.0%)	755か所 (43.2%)	783か所 (43.3%)
平成22年度	13か所 (68.4%)	15か所 (37.5%)	770か所 (45.4%)	798か所 (45.4%)
平成23年度	13か所 (68.4%)	14か所 (34.1%)	765か所 (45.3%)	792か所 (45.3%)
平成24年度	15か所 (75.0%)	11か所 (26.8%)	787か所 (47.2%)	813か所 (46.5%)
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)

ひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等相談支援事業	-	-	-	9,056件	136件	9,192件	11,548件	142件	11,690件	11,718件	159件	11,877件	15,956件	213件	16,169件	18,875件	640件	19,515件
健康支援事業	595件	0件	595件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土日・夜間電話相談事業	3,532件	25件	3,557件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活支援講習会等事業	13,020件	64件	13,084件	14,758件	94件	14,852件	19,278件	61件	19,339件	17,271件	62件	17,333件	14,372件	85件	14,457件	13,437件	82件	13,519件
児童訪問援助事業	981件	95件	1,076件	867件	87件	954件	821件	79件	900件	676件	96件	772件	1,058件	143件	1,201件	1,016件	1,006件	2,022件
学習支援ボランティア事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	638件	0件	638件	11,912件	545件	12,457件	32,730件	903件	33,633件
ひとり親家庭情報交換事業	503回			441回			495回			435回			430回			346回		

平成22年度より健康支援事業、土日・夜間電話相談事業をひとり親家庭等相談支援事業に組み替え
 平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施
 各実績は延べ件数を記載

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,648 (100.0%)	491 (29.8%)	299 (18.1%)	42 (2.5%)	537 (32.6%)	181 (11.0%)	98 (5.9%)
父子世帯	561 (100.0%)	375 (66.8%)	27 (4.8%)	7 (1.2%)	85 (15.2%)	44 (7.8%)	23 (4.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成23年度)
 ※全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外 の建物に居 住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			52,298.1 (100.0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その住居の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯(子育て世帯(現に同居する満20歳未満の子(「子」には孫、甥、姪等の親族を含む)を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯)等)に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇、近居割(子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を5年間5%割引)等の措置を行うとともに、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯に対して、家賃を最大6年間20%(上限2.5万円)減額する措置を行う住宅を供給している。

(3) 民間賃貸住宅

国においては、地方公共団体等が連携して居住支援協議会を組織し、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う取組みを支援している。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、子育て世帯等の入居を敬遠しない賃貸住宅について、財団法人高齢者住宅財団において家賃債務保証が実施されているところである。

(4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	287施設	278施設	272施設	269施設	269施設	256施設	250施設
入所世帯数	4,366世帯	4,028世帯	4,002世帯	3,850世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

（単位：世帯）

入所理由	総数	入所理由					
		夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成20年度	2,144 (100.0%)	1,095 (51.0%)	431 (20.1%)	357 (16.7%)	161 (7.5%)	66 (3.1%)	34 (1.6%)
平成21年度	2,269 (100.0%)	1,227 (54.1%)	411 (18.1%)	363 (16.0%)	159 (7.0%)	66 (2.9%)	43 (1.9%)
平成22年度	2,353 (100.0%)	1,263 (53.7%)	454 (19.3%)	347 (14.7%)	159 (6.8%)	79 (3.4%)	51 (2.1%)
平成23年度	2,589 (100.0%)	1,452 (56.1%)	454 (17.5%)	373 (14.4%)	182 (7.0%)	55 (2.1%)	73 (2.8%)
平成24年度	2,526 (100.0%)	1,390 (55.0%)	463 (18.3%)	291 (11.5%)	229 (9.1%)	96 (3.8%)	57 (2.3%)
平成25年度	2,652 (100.0%)	1,442 (54.4%)	463 (17.5%)	358 (13.5%)	219 (8.3%)	77 (2.9%)	93 (3.5%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」（H15、H20～H23）、「社会的養護の現況に関する調査」（H24～H25）

7. 養育費の確保策

養育費相談支援センター事業

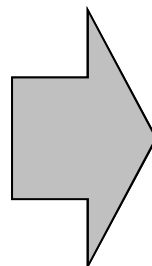
目指すべき方向

- 養育費の取決め率の増
- 養育費の受給率の増

	(母子家庭)	(父子家庭)
養育費取決め率：	約38%	約18%
養育費受給率：	約20%	約4%
	(平成23年度全国母子世帯等調査)	



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長



養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援の仕組み》



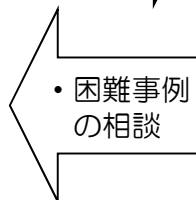
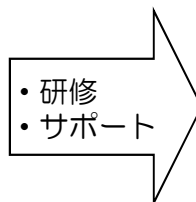
委託



実施・委託

養育費相談支援センター (委託先：(社)家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のための研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談



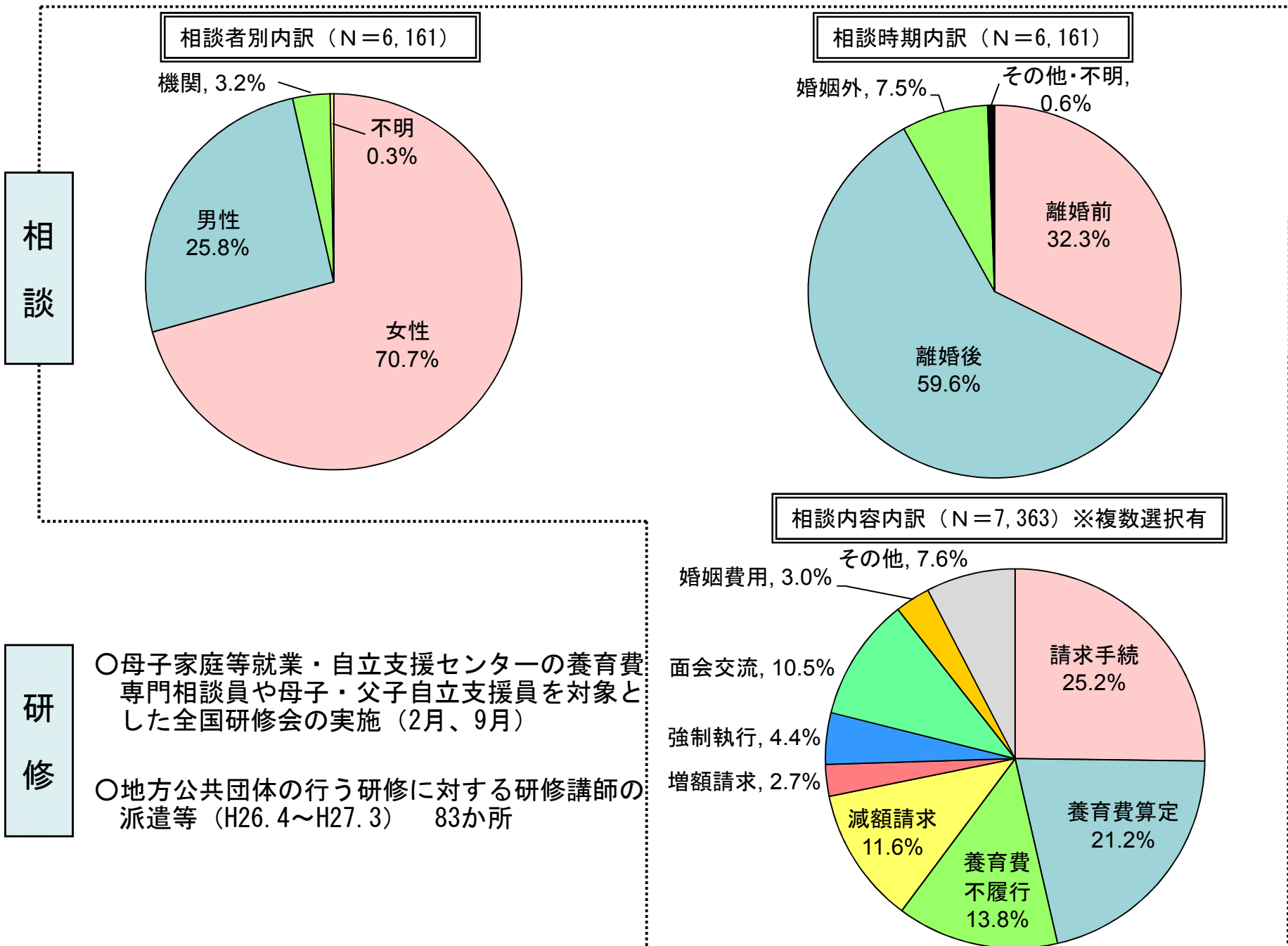
母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

養育費相談支援センター 電話相談：0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108

[相談時間：平日(水曜日を除く) 10:00~20:00 水曜日12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00]

養育費相談支援センターにおける相談実績等(H26.4~H27.3)



面会交流支援事業

【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
 - 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
 - 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして平成24年度より実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【27年度予算額】母子家庭等対策総合支援事業（74億円）の内数



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、場所の斡旋、アドバイスなど



事業実施主体：

都道府県・指定都市・中核市

（母子家庭等就業・自立支援センター）

※母子・父子福祉団体、NPO法人等に委託可



（公益社団法人）

家庭問題情報センター 等

8. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。（支払いは平成27年4月）

4. 手当月額（平成27年4月～）

- ・児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、手当額に係る特例水準の解消(1.7%)を図る。(平成25年10月0.7%、平成26年4月0.7%、平成27年4月0.3%)

5. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

6. 受給状況

- ・平成27年3月末現在の受給者数 1,058,231人 (母:989,534人、父:63,678人、養育者:5,019人)

7. 予算額(国庫負担分) [27年度予算] 1,717.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当受給者数の推移

○平成26年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	961,909 (100.0%)	848,224 (88.2%)	942 (0.1%)	7,315 (0.8%)	96,938 (10.1%)	5,184 (0.5%)	2,490 (0.3%)	816 (0.1%)
父子世帯	63,269 (100.0%)	54,988 (86.9%)	36 (0.1%)	5,808 (9.2%)	640 (1.0%)	1,611 (2.5%)	186 (0.3%)	— (0.0%)
その他の世帯※	33,053							
計	1,058,231							

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

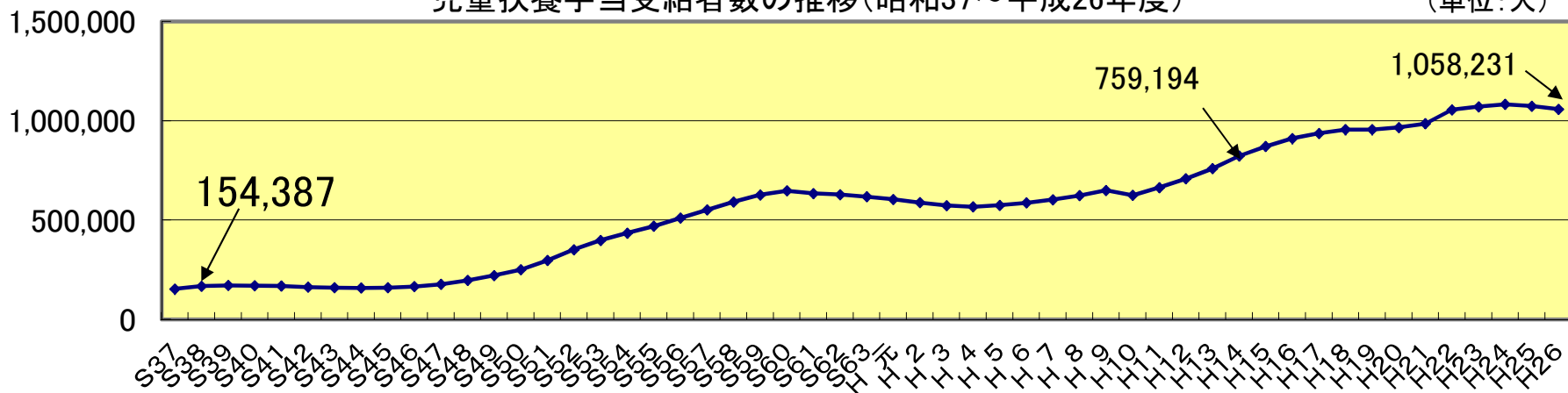
○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成26年度末は1,058,231人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

○平成26年度末において、全部支給者は586,652人(55.4%)、一部支給者は471,579人(44.6%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成26年度)

(単位:人)



児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位:人)

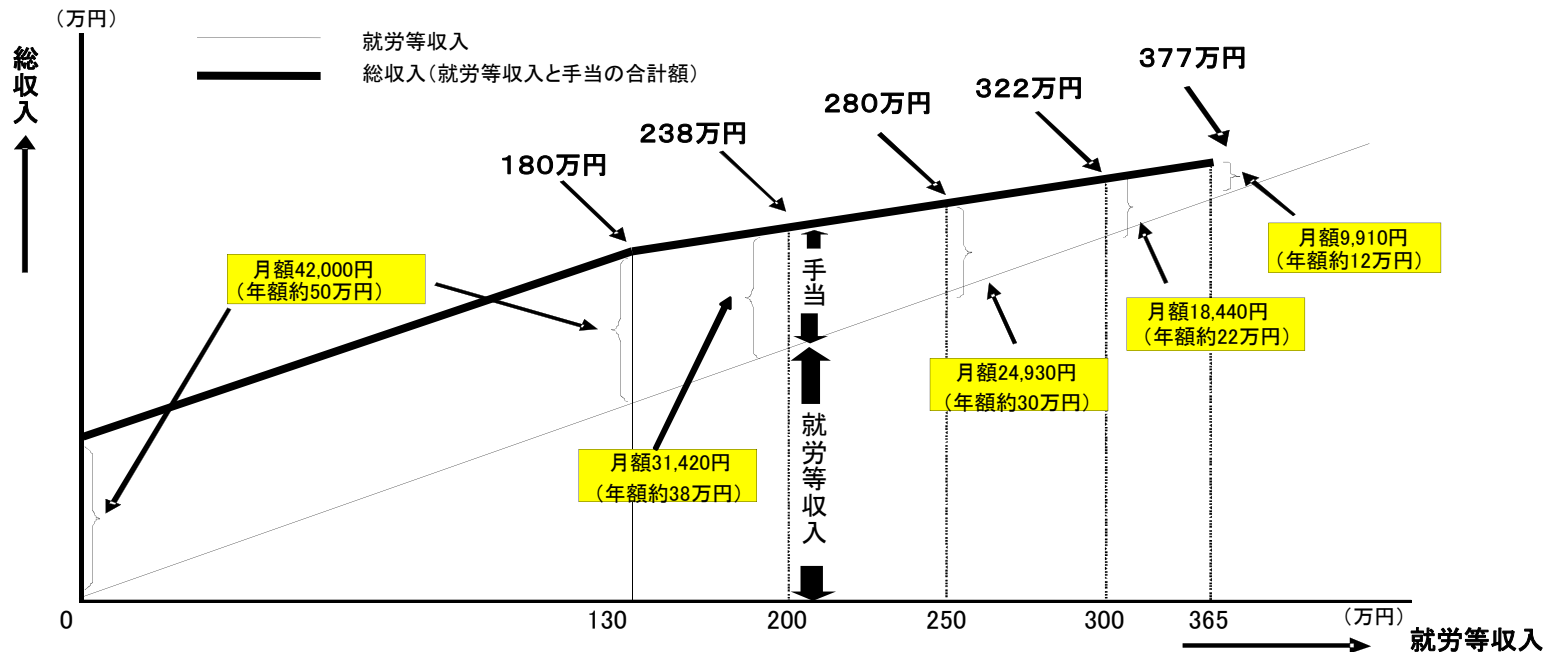
	受給者	世帯類型別																
		母子世帯									父子世帯							その他 の世帯
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	D V 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	D V 世帯	
			離婚	その他							離婚	その他						
平成25年 4月	1,083,313	986,596	876,746	1,191	7,833	92,501	4,777	3,081	467	64,845	56,497	49	6,067	596	1,407	229	-	
5月	1,090,737	993,282	882,843	1,148	7,890	92,964	4,816	3,108	513	65,410	57,009	38	6,118	592	1,423	230	-	32,045
6月	1,097,931	999,679	888,602	1,158	7,948	93,438	4,890	3,119	524	65,973	57,485	40	6,179	596	1,440	233	-	32,279
7月	1,105,508	1,006,367	894,686	1,156	8,010	93,877	4,968	3,117	553	66,702	58,086	42	6,266	604	1,468	236	-	32,439
8月	1,110,122	1,010,591	898,445	1,147	8,077	94,267	4,979	3,100	576	67,034	58,364	41	6,307	606	1,476	240	-	32,497
9月	1,112,073	1,012,470	900,059	1,155	8,130	94,422	5,013	3,085	606	67,033	58,347	44	6,318	601	1,486	237	-	32,570
10月	1,114,212	1,014,438	901,694	1,132	8,163	94,752	5,039	3,046	612	66,881	58,197	45	6,296	606	1,502	235	-	32,893
11月	1,119,741	1,019,448	906,104	1,128	8,229	95,227	5,094	3,025	641	67,111	58,400	43	6,306	611	1,516	235	-	33,182
12月	1,123,657	1,022,869	909,386	1,113	8,256	95,311	5,122	3,022	659	67,406	58,641	42	6,339	615	1,531	238	-	33,382
平成26年 1月	1,128,194	1,026,829	913,069	1,108	8,288	95,504	5,178	3,013	669	67,791	58,970	41	6,375	620	1,547	238	-	33,574
2月	1,133,909	1,031,857	917,631	1,068	8,369	95,866	5,232	3,007	684	68,248	59,326	45	6,441	630	1,567	239	-	33,804
3月	1,073,790	976,929	864,912	1,033	7,669	94,838	4,992	2,788	697	64,585	56,115	43	6,054	611	1,548	214	-	32,276
4月	1,073,877	976,992	864,548	1,033	7,623	95,310	4,994	2,779	705	64,679	56,183	51	6,065	606	1,562	212	-	32,206
5月	1,080,813	983,289	870,323	1,065	7,658	95,688	5,026	2,808	721	65,211	56,669	54	6,094	606	1,572	216	-	32,313
6月	1,088,177	989,876	876,330	1,067	7,723	96,082	5,087	2,824	763	65,737	57,162	43	6,129	611	1,577	215	-	32,564
7月	1,095,124	996,065	881,874	1,054	7,768	96,652	5,125	2,824	768	66,348	57,709	39	6,173	619	1,597	211	-	32,711
8月	1,099,137	999,912	885,308	1,038	7,799	97,042	5,149	2,800	776	66,445	57,822	40	6,137	629	1,603	214	-	32,780
9月	1,100,539	1,001,313	886,679	1,034	7,828	97,086	5,140	2,754	792	66,294	57,723	41	6,090	632	1,595	213	-	32,932
10月	1,101,804	1,002,375	887,731	1,013	7,873	97,050	5,186	2,721	801	66,059	57,548	44	6,037	629	1,598	203	-	33,370
11月	1,107,228	1,007,353	892,148	1,022	7,910	97,531	5,227	2,701	814	66,206	57,697	35	6,024	642	1,607	201	-	33,669
12月	1,110,175	1,010,110	894,931	997	7,910	97,509	5,275	2,682	806	66,274	57,745	34	6,038	640	1,620	197	-	33,791
平成27年 1月	1,114,262	1,013,346	897,795	995	7,980	97,763	5,304	2,694	815	66,805	58,227	35	6,083	643	1,620	197	-	34,111
2月	1,120,260	1,018,596	902,583	991	8,049	98,110	5,348	2,688	827	67,290	58,615	36	6,167	642	1,632	198	-	34,374
3月	1,058,231	961,909	848,224	942	7,315	96,938	5,184	2,490	816	63,269	54,988	36	5,808	640	1,611	186	-	33,053

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成27年4月 手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130 万円)	230万円 (365 万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460 万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555 万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。58

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金(平成26年10月1日より)
 - ・配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる父子家庭の父) ・母子・父子福祉団体 等
- ③ 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成26年度)

- ・母子福祉貸付金 193億7727万円(37,899件) ・父子福祉貸付金 1億2164万円(344件)
- ・寡婦福祉貸付金 5億7200万円(929件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

予算額

[27年度予算]44.1億円

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成27年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 2,830,000円 団体 4,260,000円		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 1,420,000円 団体 1,420,000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金 ※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) 月額(35,000円)52,500円 高等専門学校 月額[1~3年](35,000円)52,500円 [4~5年](60,000円)90,000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額(60,000円)90,000円 大学 月額(64,000円)96,000円 専修学校(一般課程) 月額(32,000円)48,000円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 (例: 訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 320,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5% ※児童に係る貸付けの場合 修学資金と同じ
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校等 160,000円 修業施設 100,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%

9. 各自治体における取組状況

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成26年度実績)

都道府県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
			◎	◎						◎	◎	◎	◎				
北海道・東北ブロック	1北海道	◎	◎	◎	◎	◎			札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、稚内市、帯広市、釧路市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、(左記以外の市在住者分は道の事業対象に含め実施)(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、深川市、名寄市、美唄市、赤平市、深川市、室蘭市、知内町、名寄市、富良野市、北見市、帯広市(17/179)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、美唄市、赤平市、深川市、室蘭市、知内町、名寄市、富良野市、北見市、帯広市(17/179)		
	2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/1)	(0/9)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市(7/10)	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、平川市(7/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)	
	3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		盛岡市、大船渡市、釜石市(3/14)	盛岡市(1/1)	(0/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(13/14)	盛岡市、宮古市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/14)	(県の事業対象に含め実施)(33/33)	(0/33)	
	4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	仙台市、気仙沼市(2/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市(11/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩竈市、名取市(3/35)	仙台市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(35/35)	

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

			都道府県								市等								
			自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
北海道・東北ブロック	5	秋田県	◎	◎	◎	◎				秋田市、にかほ市、大館市(3/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、湯沢市、大仙市、仙北市、北秋田市、にかほ市、ほ市、湯沢市、仙北市(10/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯沢市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市(9/13)	(0/13)	大館市、湯沢市、大仙市、仙北市、にかほ市(5/25)	(0/25)		
	6	山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		尾花沢市(1/13)	-	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市(11/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市新庄市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市(11/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、村山市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)		
	7	福島県	◎	◎	◎	◎	◎		○	郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市(12/13)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市(12/13)	(県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/59)	(0/59)		
関東ブロック	8	茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		日立市、鹿嶋市、稲敷市(3/32)	-	(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、小美玉市、牛久市、神栖市(25/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)		

	都道府県								市等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	9	栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(10/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(13/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は日光市、小山市、真岡市の事業対象に含め実施)(25/25)	宇都宮市(1/25)	
	10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎		沼田市(1/12)	前橋市、高崎市(2/2)	(0/10)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、藤岡市(左記以外の市在住者について富岡市、安中市は県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/35)	(0/35)	
	11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(39/40)	さいたま市、川越市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、所沢市、狭山市、越谷市、戸田市(左記以外の市在住者分は狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市に含め実施)(40/40)	さいたま市、川越市、行田市、所沢市、狭山市、越谷市、戸田市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(5/63)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(63/63)	川越市(1/40)	

	都道府県								市 等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎		千葉県市、船橋市、柏市、松戸市、野田市(5/37)	千葉県市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市(2/34)	千葉県市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、四街道市、袖ヶ浦市、白井市、富里市、南房総市、香取市、山武市、大網白里市、八街市(32/37)	千葉県市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、四街道市、袖ヶ浦市、白井市、富里市、香取市、山武市、大網白里市(30/37)	千葉県市、船橋市、柏市、市川市、野田市、我孫子市、浦安市(7/54)	千葉県市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉県市、船橋市、野田市(3/54)	松戸市(1/37)

	都道府県							市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(14/49)	中央区、新宿区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、調布市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、調布市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、調布市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(43/62)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、調布市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(43/62)	杉並区(1/49)	

	都道府県								市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	横浜市、川崎市、相模原市、厚木市(4/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)	
中部ブロック	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市(16/20)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市(16/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	
	16	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/15)	

			都道府県								市 等								
			自立 促進 計画	母子 家庭 就業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援 給付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金事 業						母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業				
中部 ブロッ ク	17	石川県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		金沢市、かほく市、小松市、羽咋市、白山市(5/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、七尾市、白山市、能美市(野々市市、中能登町(6/19))	金沢市、白山市(左記の市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	
	18	福井県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		越前市(1/9)	-	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	越前市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	
	19	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		都留市(1/13)	-	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、上野原市(7/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	(0/27)	
	20	長野県	◎	◎	◎	◎			◎		長野市、上田市(2/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、東御市(17/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、東御市(17/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、安曇野市(0/19)	松本市、上田市、須坂市、伊那市、茅野市、千曲市、安曇野市、上松町、白馬村(9/77)	(県の事業対象に含め実施)(77/77)	

	都道府県								市 等								
	自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援 給付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 等常 生活 支援 事業	ひとり 親家 等生 活上 向 上 事 業	総合 的な 支 援 の た め の 相 談 口 強 化 事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
			自立 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金事 業						母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業				
中部 ブ ロッ ク	21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎		飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、 高山市、多治見 市、関市、中津 市、美濃市、川 市、美濃市、瑞 浪市、羽島市、 恵那市、美濃加 茂市、土岐市、 各務原市、可児 市、山県市、瑞 穂市、飛騨市、 本巣市、郡上市 下呂市、海津市 (21/21)	岐阜市、大垣市、 高山市、多治見 市、関市、中津 市、美濃市、川 市、美濃市、瑞 浪市、羽島市、 恵那市、美濃加 茂市、土岐市、 各務原市、可児 市、山県市、瑞 穂市、飛騨市、 本巣市、郡上市 下呂市、海津市 (21/21)	大垣市(左記以 外の市等在住 者は県の事 業対象に含め 実施)(21/21)	大垣市、下呂市 (2/42)	岐阜市、関市、 可児市、瑞浪市 (4/42)	瑞穂市(1/21)
	22	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市 沼津市(3/23)	静岡市、浜松市 (2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市 沼津市、熱海市 三島市、富士宮 市、伊東市、島 田市、富士市、 磐田市、焼津市 掛川市、藤枝市 御殿場市、袋井 市、下田市、裾 野市、湖西市、 伊豆市、御前崎 市、菊川市、伊 豆の国市、牧之 原市(23/23)	静岡市、浜松市 沼津市、熱海市 三島市、富士宮 市、伊東市、島 田市、富士市、 磐田市、焼津市 掛川市、藤枝市 御殿場市、袋井 市、下田市、裾 野市、湖西市、 伊豆市、御前崎 市、菊川市、伊 豆の国市、牧之 原市(23/23)	静岡市、浜松市 牧之原市(3/23)	静岡市、浜松市 袋井市、湖西市 (市以外の在住 者は県の事業 対象として実 施)(16/35)	静岡市、浜松市 湖西市(市以外 の在住者は県 の事業対象とし て実施) (15/35)	

	都道府県							市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎		名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市 (18/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市 (4/4)	半田市 (1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市 (37/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、あま市、長久手市 (38/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、碧南市、犬山市、小牧市、知多市、岩倉市、日進市、清須市、みよし市 (14/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、長久手市、美浜町 (30/54)	名古屋市、豊橋市、西尾市、知多市、瀬戸市、安城市、蒲郡市、犬山市、長久手市 (10/54)	
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鈴鹿市、亀山市、津市、志摩市、伊賀市 (5/15)	—	(0/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町 (15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町 (15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、名張市 (多津市、松阪市、気町以外の町在住民は県の事業対象に含め実施) (5/15)	(県の事業対象に含め実施) (29/29)	名張市 (県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (29/29)	

	都道府県								市等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	○	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市(4/4)	明石市(1/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、三田市、朝来市(13/29)	神戸市、姫路市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	神戸市、西宮市(2/41)	明石市、三田市(2/29)		
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、香芝市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市(3/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(1/1)		

	都道府県							市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業				
中国ブロック	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	倉吉市(1/17)	-	(0/17)	倉吉市、岩美町、若桜町、琴浦町、北栄町、日南町、日野町、江府町、智頭町(9/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、智頭町(17/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	米子市、倉吉市(2/19)	
	32	島根県	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)	◎	◎	◎	松江市、益田市、出雲市、隠岐の島町(4/19)	-	(0/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、雲南市(左記以外)の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎		岡山市、倉敷市(2/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/16)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市、美作市(7/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、新見市、浅口市、新見市(10/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市(2/27)	倉敷市、瀬戸内市(2/27)	岡山市(1/27)	
	34	広島県	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)	◎		広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(22/23)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(23/23)	広島市、府中市、三原市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)	

	都道府県									市 等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業			
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
中国ブロック	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市、長門市(2/14)	下関市(1/1)	(0/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	下関市、宇部市、(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/14)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)	山口市(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)			
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	阿南市(1/8)	—	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)			
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	高松市(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	(0/17)			
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、八幡浜市、西予市、東温市(5/11)	松山市(1/1)	大洲市(1/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(20/20)	(0/20)			
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(11/11)	(0/34)	(0/34)			
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	都道府県							市等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	自立促進計画		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、宗像市、古賀市、宮若市(7/28)	北九州市、福岡市、久留米市(3/3)	筑紫野市(1/25)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(11/28)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(23/60)	福岡市(北九州市、福岡市、久留米市以外の市等在住者分は県の事業に含めて実施)(58/60)		
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)	—	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)		
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市、五島市(2/14)	長崎市(1/1)	(0/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、南島原市(7/21)	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、雲仙市、南島原市(12/21)	島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、新上五島町(12/21)		
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市、山鹿市、玉名市、天草市(4/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(14/14)	熊本市、人吉市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、合志市(7/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、合志市、菊陽町、津奈木町(13/45)	熊本市(熊本市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(45/45)		

	都道府県								市等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
九州ブロック	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	○	大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(12/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、津久見市、竹田市(14/14)	大分市、竹田市	大分市(1/18)	(0/18)	
	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎		都城市、延岡市、日南市(3/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、えびの市、串間市(9/9)	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、えびの市、串間市(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	宮崎市(1/26)	
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎		阿久根市、薩摩川内市、日置市(3/21)	鹿児島市(1/1)	(0/20)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市(1/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(43/43)	鹿児島市(1/43)	
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市(4/11)	(那覇市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(1/1)	(0/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市(9/11)	那覇市、沖縄市	那覇市(那覇市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(41/41)	(県の事業対象に含めて実施)(41/41)	

	都道府県									市 等								
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
										母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
都道府県合計	継続して実施(◎)	47	47	47	47	41	27	25	2	平成26年度実施状況								
	平成27年度以降に実施予定(○)	0	0	0	0	1	0	6	5	229/856 (26.8%)	63/63 (100.0%)	20/793 (2.5%)	801/856 (93.6%)	804/856 (93.9%)	560/856 (65.4%)	953/1741 (54.7%)	818/1741 (47.0%)	7/856 (0.8%)
	実施予定なし	0	0	0	0	5	20	16	40									

<都道府県を含む実施状況>

平成26年度実施状況									
自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
	276/903 (30.6%)	110/110 (100.0%)	20/793 (2.5%)	848/903 (93.9%)	851/903 (94.2%)	601/903 (66.6%)	980/1788 (54.8%)	843/1788 (47.1%)	9/903 (1.0%)